

JARI-RB 審査ニュース

第148号
[2009年7月15日]

財団法人 日本自動車研究所
審査登録センター (JARI-RB)

初回登録(環境)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAER0785	2009. 6. 26	ナルセ公研株式会社	特別管理産業廃棄物、産業廃棄物の収集運搬及び中間処理 (上記業務に限定する)

更新登録(環境)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAER0176	2009. 6. 8	マツダ株式会社※ 広島地区	自動車の設計・開発及び製造 ・JAER0505 マツダ株式会社R&D部門の統合
JAER0179	2009. 6. 20	共和レザー株式会社	自動車の内装材、壁装材、合成皮革および産業用資材等の 製造
JAER0180	2009. 6. 20	東京リッチ産業株式会社	輸送機械用部品の試作モデルの製作
JAER0181	2009. 6. 20	フタバ産業株式会社 本社・岡崎工場・緑工場・六ッ美工場	自動車用部品の製造並びに事務機器用部品の開発及び製造
JAER0495	2009. 6. 13	水島機工株式会社	エンジン部品、ミッション部品、サスペンション部品等の 自動車用金属部品の製造
JAER0708	2009. 6. 16	中部九州地区ヨロズグループ※	自動車用サスペンション部品、ペダルコンプリート、 車体部品及び機関部品の製造 ・株式会社ヨロズ大分の拡大

更新登録(品質)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAQR0005	2009. 6. 8	東海プラスチック株式会社	プラスチック製軽量包装容器の製造、販売
JAQR0050	2009. 6. 24	株式会社三五 三好工場	みがき棒鋼、機械構造用炭素鋼钢管、冷間圧造用鋼線、 冷鍛粗形材、切断粗形材等の鋼材製造
JAQR0125	2009. 6. 27	ジャパンリビルト株式会社 小代工場	自動車用ドライブシャフト、オートマチックトランスミッショ ⁿ ン、トルクコンバーター、エンジンのリビルト品の製造、販売及びドライブシャフトニューパーツの設計、製造、 販売業務

※[更新登録]において拡大を含む(工場の追加及び店舗の拡大等のみ掲載)

登録拡大(環境)

登録番号	発効日	登録者名	登録範囲
JAER0676	2009. 6. 5	株式会社サンバレー	サンバレーツーリストの拡大
JAER0541	2009. 6. 12	株式会社 MARUWA 土岐工場・瀬戸工場	土岐工場の拡大 岐阜県土岐市鶴里町柿野広畠2322-3 (株式会社MARUWA SHOMEI、北光電子株式会社を含む)

工場の追加及び店舗の拡大等のみ掲載

登録情報の詳細はJARI-RBホームページ (URL:<http://www.jari-rb.jp/>) をご参照ください。

環境関連法規等の動き

(09/5/21～09/6/23)

法規情報**1. 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」 (経済産業省:2009. 05. 20)**

公布: 2009. 05. 20 2段階改正の施行を予定: 公布の1年若しくは2年を超えない範囲で政令で定める日

1) 改正の趣旨

- ・ 欧州は全ての化学物質を対象とした規制「REACH規制」を2007年より開始。状況が変化。
- ・ 日本はすべての物質を評価するには至っていない。
- ・ 日本の化学物質管理の一層の推進と各法令に基づく規制をより効果的なものとする。
- ・ 「ストックホルム条約他」の国際的な不整合を解消し、合理的な審査・規制体系を構築。

2) 主な改正点

(1) 定義

- ・ 難分解性の性状を有さないものを「第二種特定化学物質」として指定できるようとする。
- ・ 「第一種監視化学物質」の名称を「監視化学物質」に改める。
- ・ 評価を優先的に行う必要があると認められる化学物質を「優先評価化学物質」とする。
- ・ 既存化学物質名簿に記載されている化学物質等を「一般化学物質」とする。
- ・ 「第二種監視化学物質」及び「第三種監視化学物質」を廃止する。

(2) 各種の措置

- ・ 新規化学物質に関する確認制度の拡大
- ・ 一般化学物質に関する措置
- ・ 優先評価化学物質に関する措置
- ・ 監視化学物質に関する措置
- ・ 第一種特定化学物質に関する措置
- ・ 第二種特定化学物質に関する措置
- ・ その他: 化学物質に対する各種知見の報告他

2. 「バイオマス活用推進基本法」(法律第五十二号)

(農林水産省: 2009. 06. 12)

公布: 2009. 06. 12 施行日: 公布の日から起算して三月を経過した日から施行。

「この法律の目的」

バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭等の化石エネルギーを除く））の活用の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明かにするとともに、活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。

総則、バイオマス活用推進基本計画等、基本的施策及びバイオマス活用推進会議によって構成されている。

法令情報

地球温暖化対策の推進に関する法律関係の法改正3件公布される

(2009. 06. 23)

公布日:2009. 06. 23 施行期日:公布の日 (平成22年度以降に行う排出量の報告分から適用)

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の報告単位が、事業所単位から事業者・フランチャイズチェーン(連鎖化事業者) 単位へと変更されるための改正が行なわれました。

【改正の概要】

- 1) 「温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令の一部を改正する命令」 (内閣府・各省 第一号)
 - ・特定事業所排出者が行う報告事項：
 - ①法人の名称、住所等②常時使用される従業員の数③行われる事業
 - ④ガスごとの実排出量⑤調整後温室効果ガス排出量及び関連事項
 - ・調整後温室効果ガス排出量の報告に係る規定
 - ・調整後排出係数の公表に係る規定等
 - ・事業所管大臣が行う排出量の集計：
 - ①特定事業所排出者の実排出量については、企業その他の事業者（国・地方公共団体含む。）ごと及び業種ごとに集計
 - ②特定事業所の実排出量については、都道府県ごとに集計
 - ③特定事業所排出者の調整後温室効果ガス排出量については、企業その他の事業者（国・地方公共団体含む。）ごとに集計
 - ・特定事業所排出者が2以上の事業を行っている場合の報告先を、特定事業所排出者に係る事業の所管大臣とする。
 - ・環境大臣・経産大臣は、調整後排出係数を公表することとする。
 - ・特定事業所排出者の排出量の報告期限を6月末までから7月末までとする。
- 2) 「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令、第2号」
他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数等が定められた。
- 3) 「温室効果ガス算定排出量の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令、第3号」
環境大臣及び経済産業大臣における特定事業所排出者の温室効果ガス算定排出量の集計方法等が定められた。

※用語の説明

「特定事業所」 (以下の要件を満たす事業所をいう。現行制度の報告対象となる事業所の要件と同様)

- ・エネルギー起源CO₂：前年度における原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上となる事業所
- ・エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス：年間の排出量がガスの種類ごとに3,000t-CO₂以上の事業所

「調整後温室効果ガス排出量」：

特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために特定排出者が自主的に取得し国の管理口座へ移転した算定割当量、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう。

参考：7月24日～8月31日の間、全国9カ所で各地の地方環境事務所による改正法の説明会が開催される予定となっています。

一般情報

特になし

受審者からひとこと

ISO14001認証取得にあたり

アイシン北海道株式会社
総務部 安全環境チーム
小西 卓

1. 会社紹介

当社は、世界各地に拠点をもつ自動車部品中核会社アイシン精機株式会社の100%出資子会社として自然豊かな北海道の地小牧市にて2006年2月に設立され、地域と共に成長することをモットーに、自動車部分品の製造を開始しました。

生産品は、アルミダイカスト製品でいずれも自動車の機能になくてはならない部品です。日頃は安全・品質・コミュニケーションを重視し、得意先をはじめとする皆様から信頼される企業になれるよう従業員一丸となって心がけています。又、設立時から自然配慮型の工場作りをコンセプトに工場排水90%リサイクルや鋳造工程の廃熱回収設備の導入をし、環境保全にも取組んでおります。

2. 導入の背景

当社では「地域と共に」を基本方針に環境活動に取組んできた中、親会社からのISO14001の認証取得の勧めもあり、これを機に社会的責任を果たすべく、さらなる環境配慮型の経営ができる企業へと考え、経営トップの判断でISO14001認証取得を目指しました。

3. 認証取得への取組み

2008年2月にISO事務局を立上げ、2009年3月までにISO14001認証取得を目標に活動を開始しました。

ISO認証に向け準備を進めるうえでは、会社全体の現状及び法令・その他要求事項を整理し、「廃棄物、エネルギーの低減」を数値目標に掲げてスパイラルアップしていく体制の構築活動を推進すると同時に従業員全員参加による清掃活動やゴミ分

別等の地道な活動も取組みました。又、組織として定めた規程がうまく運用されているかを内部監査を通じて評価をおこない、認証取得に向け進めてきました。

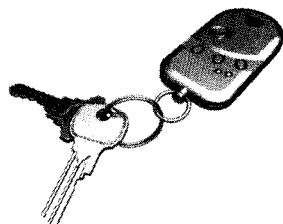
4. システム導入のメリット

ISO14001を認証取得活動することによって、常に改善していく姿勢が身につき、秘められていたリスクを管理・改善することにより社会的責任を守れる体制が構築できました。又、具体的な目標・目的を持って活動することにより、従業員一人ひとりの環境保全への意識・モチベーションが向上したことが大きな収穫だと思います。

5. 今後の活動

2009年4月にISO14001認証を取得することができましたが、これから環境保全活動へ更に当社としての心を入れ、全従業員一丸となって継続的な改善活動に努めていくことが重要と考えています。

最後に、今回のISO14001認証にあたりご指導・ご協力頂いた皆様にお礼を申し上げます。



発行所 財団法人 日本自動車研究所 審査登録センター

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30日本自動車会館12階

TEL 03-5733-7934 (代表) FAX 03-5401-2834

ホームページアドレス <http://www.jari-rb.jp/>

発行責任者 上級経営管理者 黒田 哲平

(本審査ニュースに掲載された内容は、当センターの許可なく転載・複写することはできません。)

通巻 第148号 2009年7月15日

編集人 事業部 部長 須藤 英夫

印刷所 株式会社 高山

茨城県つくば市塙崎1887

送付先変更連絡アドレス rb-news@jari.or.jp